

徳島県告示第二百八十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年五月十六日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止年月日
名称	所在地	名称	所在地			
社会福祉法人愛心会	小松島市中田町字新開五八番地	訪問看護ステーションコスモス	阿南市羽ノ浦町中庄池ノ上五五番地一	介護予防訪問看護	令和七年二月二十八日	令和七年三月三十一日
医療法人内田会	三好市池田町中西ナガウチ二五四番地の三	介護老人保健施設八ピネス	三好市池田町中西西原二〇九番地一	介護予防通所リハビリテーション	同	同